

## 京都市ごみ収集業務評価委員会設置要綱

## (設置)

**第1条** 本市の家庭ごみ収集業務の実施の状況について、市民サービスの向上の観点から点検及び評価を行うため、京都市ごみ収集業務評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

**第2条** 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

## (招集及び議事)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、京都市環境政策局において行う。

## (補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

## (経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

## 附 則（平成23年4月4日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成25年6月20日決定）

1 この改正は、決定の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 平成25年度中に市長が委嘱する委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。